

# 「出来高部分払方式」研究会 検討報告の概要

## 第一次試行結果と今後の実施に向けて

国土交通省国土技術政策総合研究所総合技術政策研究センター建設システム課長

みぞぐち ひろき  
溝口 宏樹

### 1 はじめに

定期 設計変更協議・部分払方式実施研究会（委員長：國島正彦 東京大学教授）では、「出来高部分払方式」について、東北地方整備局ならびに中国地方整備局発注の2件の試行工事（第一次）のモニタリングや諸外国の実態調査を通じて、効果の検証と課題の抽出を行うとともに、本方式の今後の実施方法の方向性について検討を重ね、平成14年6月、報告書を取りまとめたので、概要を紹介する。

### 2 「出来高部分払方式」試行の背景・目的等

#### (1) 背景・目的

諸外国の公共工事では、毎月出来高に応じて部分払を行う方式が一般的である。これに対し、わが国の公共工事では、前金払（国の場合40%）と完成払の2回の支払が通例となっている。

このような状況の下で、工事代金支払や設計変更協議に関しては、①受発注者間で技術的に切磋琢磨する機会が少なく意思疎通が疎遠になりがちな問題、②設計変更案件の精算を行う場合の片務性の問題、③工事の進捗に応じたコスト管理意識

の問題、④元請下請間でのキャッシュフローの問題、などが指摘されており、支払の回数が少なく間隔が長いことや、工期末にまとめて設計変更案件の精算を行うことが、これらの一因になっているのではないかと推察される。

これらの課題を踏まえ、国土交通省において

従来の一般的な方式



図 1 出来高部分払方式

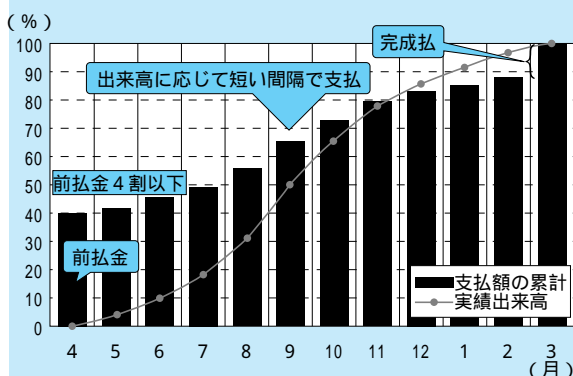


図 2 出来高と支払額の関係（第一次試行）

は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性および質の高い施工体制の確保を目指す「出来高部分払方式」の試行を平成13年3月から開始した（図1、2）。

#### (2) 研究会検討経過

研究会では、平成12年12月の設置以降、計6回の討議と現地検討会を行い、2件の試行工事の実施方法の検討およびモニタリング、諸外国の実態調査等を通じて、本方式の導入による効果の検証と課題の抽出を行った。さらに、これらを踏まえつつ、本方式の今後の実施方法について、方向性を提示した。

なお、当初は「定期 - 設計変更協議・部分払方式」としてスタートしたが、この名称は、毎月もれなく定期的に設計変更協議や部分払を実施するものであるという印象を与えるため、本来、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を行うことが主旨であることから、今後、本方式の名称を「出来高部分払方式（Progress Payment / プログレス・ペイメント）」と呼ぶものとした。

### 3 試行工事（第一次）の概要とモニタリング方法

第一次の試行は、東北地方整備局、中国地方整備局の2件の工事で行った（表1）。これらの試行工事では、基本的に現行の制度の範囲内で、

契約、検査、支払等を実施した（参照：本誌2001年10月号）。

モニタリングは、効果の検証、課題の抽出等を目的とし、工事の初期段階、中間段階および完成段階の計3回、発注者・受注者（元請・下請）双方の各担当者に対するヒアリング、検査への立会、部分払に関する業務全般にわたる観察調査を、観察員を現地に派遣し行った。

### 4 試行工事のモニタリング結果

#### (1) 試行工事における部分払等の実施概況

二線堤山王江水門工事（東北）は、工種に注目すると、固結工、既製杭工、矢板工、本体工、翼壁工、根固ブロック工等のさまざまな工種を順次施工するという特徴のある工事といえる。部分払は、準備期間以降は毎月、工期中計8回実施されており、このうち工種終了の区切りの良い時点での出来高について支払を行ったケースでは、比較的容易に出来高の確認等を行うことができた。なお、前払金は、請負者は40%以内で請求が可能であったが、前払金なしで行われた。

一方、斐伊川放水路長浜他堤防工事（中国）は、盛土工や掘削工が中心で、工区が7カ所に点在するという特徴のある工事といえる。さらに、盛土材料の採取場所、運搬距離等が流動的であるなど、諸条件の制約があり概算発注工事として契約されたため、部分払に際しては、設計変更に伴う積算を実施し契約変更を行った上で部分払金額を決定する必要があった。このため、工区の途中段階で月ごとに部分払およびその請求を行おうとすると、同じ工区で何度も繰り返し契約変更手続きを行うことを余儀なくされ出来高の報告・確認も煩雑になることから、工区終了の区切りの良い段階で契約変更および部分払が行われた。結果として、約2カ月ごとに4回の契約変更と3回の部分払が実施された。なお、前払金は、請負者からの請求に基づき40%で行われた。

また、2件の工事いずれも、工事期間中の各検査（既済、中間技術、完成）では同一の者を検査

表 1 試行工事の概要

整備局	東北地方整備局	中国地方整備局
工事名	二線堤山王江水門工事	斐伊川放水路長浜他堤防工事
工期	H13.3.30～H14.3.25 (変更後)	H13.3.16～H14.3.29 (変更後)
請負金額	294,000,000円 (変更:333,375,000円)	226,800,000円 (変更:316,575,000円)
発注者	北上川下流工事事務所	出雲工事事務所
請負者	菱中建設(株)東北支社	まるなか建設(株)
工事内容	水門:地盤改良工,既製杭工,掘削工,矢板工,本体工,翼壁工,根固ブロック工等	築堤・護岸工:盛土,掘削,法面整形,人工張芝

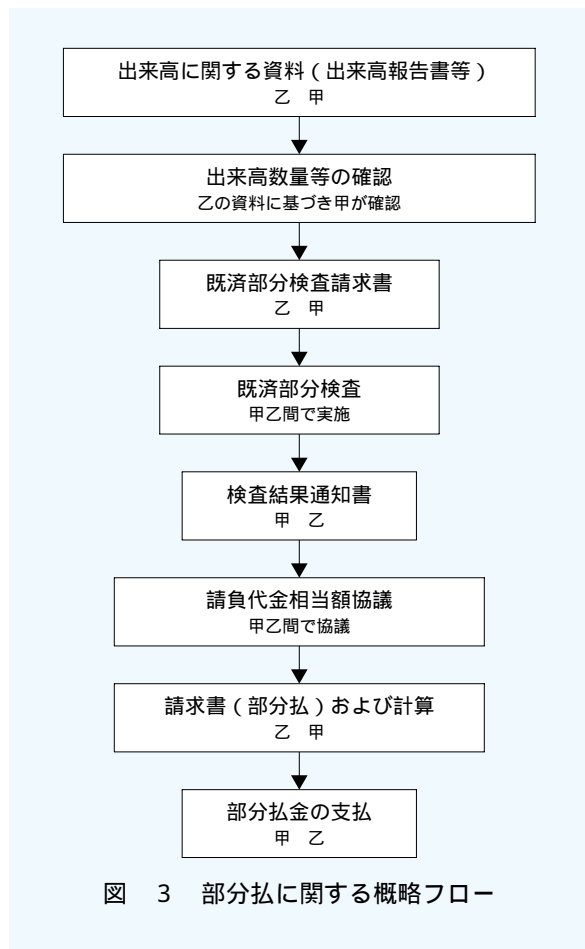


図 3 部分払に関する概略フロー

職員に任命し、また、中間技術検査の時期に合わせて既済部分検査を兼ねて行うことにより、検査の重複回避、効率化の工夫がなされた(図 3)。

(2) 試行工事モニタリングで得られた効果

発注者、受注者(下請含む)へのヒアリング等により、本方式により期待される効果に関する検証を行うとともに、その他の効果の抽出を行った。その結果、より双務性の高い設計変更、受発注者のコスト意識の向上、請負者・下請業者への工事代金の円滑かつ速やかな流通による経済効果の早期発現、受注者の財務状況の改善などの効果が期待されることがわかった。得られた効果のポイントを表 2 に示す。

(3) 試行工事モニタリングで抽出された課題

部分払等の際しての手続きの流れの中で、受発注者各担当における作業上で負担となっている点、制度上の問題点等、本方式を実施する上での課題を抽出・整理した。各手続きの段階ごとに、

表 2 試行工事モニタリングで得られた効果

効果検証項目	効果のポイント	
より双務性の高い設計変更	1	設計変更協議では、従来と同様に協議書等を交わし、トラブルもなく順調に運営されている
	2	随時、設計変更協議等を行うことで、受発注者双方の緊張感があり、協議内容が充実している 懸案事項がその都度決着できるなど、より双務性のある協議が可能となった
受発注者間のコスト意識の向上	3	受発注者とも工事のコストについて意識は常にもっており、本試行でも基本認識は同じである
	4	各工種ごとのコストに対する意識が強くなった
	5	発注者における予算管理が容易になる
請負者・下請業者への工事代金の円滑かつ速やかな流通による経済効果の早期発現	6	元請、下請業者間では、出来高に応じた部分払が行われている
	7	下請業者への支払で一部手形併用が行われているが、下請業者は現金受領を望んでいる。この改善により工事代金の流通効果が大きくなる
	8	使途制限のない部分払は、請負者にとって資金運用上有効な面がある
受注者の財務状況の改善	9	出来高に応じた入金により、借入金の削減が可能となり、財務状況の改善効果がある
	10	設計変更協議等の早期実施で、契約上の不確定要素が減少し、現実的な資金計画が可能となる
	11	出来高部分払方式の場合でも、工事初期の運転資金として、ある程度の前払金は必要と請負者は考えている
その他の効果	12	設計変更協議や検査等の積み重ねにより、現場管理の精度や成果物の質の向上とともに、受発注者の技術力向上も期待される

課題のポイントを表 3 に示す。

また、従来の完成払方式では、完成時に各種の作業が集中していたが、出来高部分払方式ではその作業が工期中で平準化されるという側面もあることから、トータル的に見た場合の作業量の増加の程度についても分析を行った。その結果、発注者側では、部分払の回数に応じて、出来高の確認、検査、支払事務等の増加が見られた。一方、請負者側では、部分払によって新たに発生する作業があるものの、従来からも実施すべき作業や資料作成が大半で、工事着手当初は作業量増が懸念されたが、トータル的に見れば作業量はそれほど

表 3 試行工事モニタリングで抽出された課題

作業段階	課題のポイント	
出来高の報告および確認	1	工種の途中段階で部分払を実施する場合は、新たに出来形資料の作成や審査が必要となる部分払を行う時点で最終の品質確認ができない状態での支払の扱いについて、明確にしておく必要がある
	2	本方式の対象工事件数が増加すれば、審査・確認作業が増加し、発注者の体制整備が必要となる
	3	新しい工種が加わった場合、契約変更をしてから部分払を行うため、変更回数の増加に伴い、受発注者の積算等の作業が増加する。契約変更が予想される工種の部分払は、過払防止のための調整に時間を要する
検査資料の作成および検査	4	請負者の検査資料作成の作業量増は、従来と比較してそれほど大きくないものの、増加はみられる。部分払の検査に合わせて短期間で検査資料を作成しなければならず負担を感じるが、一方で完成検査前の繁忙が緩和されるなど作業の平準化は図られている
	5	現行の検査方法・内容で部分払の対象工事件数が増加すれば、現在の検査体制では対応が困難となる
	6	既済部分検査専用の規定がなく、完成検査と同等に行っており、十分な効率化が図られていない。既済部分検査と完成検査の重複を避ける必要がある
支払事務	7	部分払金の請求は工事代金内訳の確認に時間を要し、発注者側経理担当の作業量が増加する。対象工事件数が増えれば、現在の発注者側の事務処理体制までは、標準期限内に支払を完了できないケースも予想される

大きな増加にはならなかった。



### 5 諸外国等における支払方法等の実態調査結果

出来高に応じて部分払を行っている欧州3カ国（ドイツ、オランダ、イギリス）等の公共工事に関して、公共工事契約の形態、工事代金支払方法、検査および現場監理体制、設計変更・契約変更等の方法について、現地ヒアリング（平成14年1月）等による実態調査を行った。

その結果を見ると、特に、契約の方法（欧州3カ国：単価契約）、支払の頻度（同：概ね1カ月に1回程度）や前払金の扱い（同：前払金なし）、部分払に際しての検査・現場監理体制

（同：監督を行う者が検査・支払の実質的判断者）等について、わが国との相違があることが明らかとなった。

調査結果の詳細は、本誌別稿「欧州（ドイツ・オランダ・イギリス）における公共工事代金の支払方法（調査報告）」を参照（P.30頁）願いたい。



### 6 出来高部分払方式の今後の実施に向けて

#### (1) 期待される効果と課題

2件の試行工事のモニタリング、諸外国の工事代金支払方法の実態調査等を踏まえた上で、出来高部分払方式の実施により期待される効果を以下に示す。

##### ① より双務性の高い設計変更

工期末にまとめて設計変更案件の協議・精算を行う方法と異なり、設計変更協議等を随時その都度速やかに行うことにより、最終段階での設計変更を巡る協議がスムーズにいかないといったリスクの回避などが期待される。

##### ② 受発注者のコスト意識の向上

短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を行う過程において、工種ごとの工事コストや工事の進捗状況に応じた工事コストを把握することを通じて、受発注者のコストに関する意識の向上が期待される。

##### ③ 請負者・下請業者への工事代金の円滑かつ速やかな流通による経済効果の早期発現

工事代金を短い間隔で部分払することで、請負者やあらゆる下請業者への工事代金の円滑かつ速やかな流通による経済効果の早期発現が期待される。

##### ④ 受注者の財務状況の改善

部分払や設計変更協議・契約変更の早期実施により、受注者にとって、工事实施に際しての借入金の削減、契約上の不確定要素の減少により現実的な資金計画を立てやすくなり、その結果財務状況の改善が期待される。

##### ⑤ その他の効果（工事の品質の向上、受発注者

の技術力の向上等)

部分払に際しての出来高確認やポイントを絞った既済部分検査、その都度実施する設計変更協議、工事の進捗に応じた工事コストの把握等を行う過程において、工事の品質の向上、受発注者の技術力の向上等が期待される。

一方で、これまでの試行状況等から見て、出来高の報告および確認、検査資料の作成および検査、支払事務等について、これらの効率的な実施、また、本方式の場合の合理的な前払金の設定等が主な課題として挙げられる。第一次試行で見られた事務負担の増加に関しては、より効率的な実施方法の工夫を行い、事務手続コストを極力抑えると同時に、本方式による一層高い効果が発揮されるよう工夫し取り組んでいくことが重要である。

#### (2) 今後の実施方法の方向性の提示

本方式の今後の一層効果的かつ効率的な実施に向けて、試行を拡大し、その結果を次の実施方法にフィードバックしていくことが重要である。

今後の具体的実施方法の方向性について、以下に主なものを示す。

##### ① 試行における対象工事の範囲

工事の規模や種類の限定を設けず、全ての工事を対象の範囲とし、その中から試行工事を抽出することが望ましい。

##### ② 部分払の頻度

より高い効果の発現のため、請負者が毎月出来高に応じて請求が可能にすべき。ただし、毎月もれなくまた出来高部分全ての請求は義務付けず、請負者が工種や工区に留意し請求できるようにすること、請求できる日を月末に統一することなどで、効果的かつ効率的な実施を実現することが望ましい。

##### ③ 契約事務

契約当初に単価等の合意を行っておくことにより、以後の支払額の算定・決定がよりスムーズに

できるようになる。

##### ④ 前払金

出来高部分払方式の場合でも、現行の前払金の率40%が同じように必要かどうか検討し、合理的な前払金の率を設定することの検討が必要である。

##### ⑤ 下請業者への支払に対する指導・確認

発注者は、請負者に、下請業者に対する工事代金の支払は速やかに現金で支払うよう指導するとともに、その確認も必要であると考えられる。

##### ⑥ 設計変更協議

指示・協議等の段階で、その都度、契約変更の対象であるか否かを双方で確認することが効果的である。

##### ⑦ 既済部分検査

既済部分検査では、監督職員が検査職員を兼務できるようにすることが望まれる。この場合、必要に応じ、関係法令・規定等の改正の検討が望まれる。また、各検査の重複を避けるとともに、手続きの迅速化・効率化の周知・徹底が必要である。

## 7 おわりに

国土交通省では、今回モニタリングを行った2件に加え、平成13年度下期に5件の工事で本方式の試行を始めている。また、研究会報告を踏まえつつ、近く試行実施要領を策定し、平成14年度はさらに試行工事を拡大していく予定である。

最後に、國島委員長を始めとする研究会委員の方々、知恵を絞って試行に取り組んでいただいた東北地方整備局ならびに中国地方整備局の方々に厚く御礼申し上げたい。

研究会報告は、ホームページに掲載しています (<http://www.nilim.go.jp/lab/pbg/index.htm>)。